

稲城市立図書館ホームページに掲載する広告の取扱に関する規約

第1条 目的

本文書は、稲城市立図書館ホームページに掲載する広告の取扱を定めることを目的とします。

第2条 広告掲載の対象

広告掲載ができるものは、広告主が指定したウェブサイトへ直接移動させるためのホームページ上の広告画像とします。

第3条 取扱基準

広告又は、広告主が指定したウェブサイトが、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、広告を掲載することは出来ません。

- (1) 公共性及び図書館の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 不当及び違法なもの
- (6) その他、稲城市立図書館が不相当と認めるもの。

第4条 広告掲載の優先順位

広告の掲載にあたっては、稲城市内に事業所を所有する企業等を優先します。

第5条 広告掲載位置など

広告の掲載位置は、稲城市立図書館ホームページのトップページ内の稲城市立中央図書館が指定した位置とします。

枠数は2とし、同一の者が複数の広告を掲載することは出来ません。

第6条 広告の規格

広告の規格は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 画像の大きさは、上下40ピクセル、左右210ピクセルとします。
- (2) 画像データの情報は、4キロバイト以下とします。
- (3) 画像データの形式は、GIF形式とします。ただし、アニメーションGIFは除きます。

広告画像は広告主が作成し、稲城市立中央図書館が指定する日までに提出していただきます。

第7条 広告掲載期間

広告の掲載期間は月単位とし、当該年度の末月までを限度とします。

広告掲載の始期及び終期は、それぞれ開始月初日の午前0時及び終了月末日の午後12時とします。

第8条 広告掲載料

広告掲載料は、以下に定める額とします。

- (1) 1箇月以上3箇月未満 月額 20,000 円
- (2) 3箇月以上6箇月未満 月額 19,000 円
- (3) 6箇月以上 月額 18,000 円

広告掲載料金は、掲載決定後指定期日までに稲城市立中央図書館窓口にて一括前納していただきます。

第9条 広告の募集

ホームページにおいて、広告の掲載位置、広告の規格、広告掲載期間、広告掲載料等を提示し、広告掲載希望者を公募します。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないために任意に案内する場合があります。

第10条 広告の申込

広告を掲載しようとする（以下「申込者」）は広告掲載届出書（以下「届出書」）および図書館ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」）に広告の原稿及び業務内容の分かるものを添えて掲載希望期間初日の30日前までに稲城市立中央図書館に申し込んでください。

第11条 広告掲載の決定

稲城市立中央図書館は申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づいて掲載の可否を決定します。なお、申込者が募集枠数を超える場合は、抽選によって広告掲載の決定を行います。

広告掲載を決定したときは稲城市立図書館ホームページ広告掲載決定通知書により、掲載しないと決定したときはと稲城市立図書館ホームページ広告非掲載決定通知書により、掲載希望期間初日の15日前までに申込者に通知します。

第12条 広告主の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。

第13条 広告掲載決定の取消

稲城市立中央図書館は、広告掲載上支障があると判断したとき、又は指定期日までに広告掲載料が支払われなかった場合は、当該広告の掲載決定を取り消すことができます。

広告の掲載決定を取り消したときは、稲城市立図書館ホームページ広告掲載決定取消通知書に

より広告主に通知します。

広告主は、広告主の責任により広告掲載を取りやめた場合は、広告掲載期間相当の額を支払うものとしてします。

第 1 4 条 広告掲載料の還付

広告掲載料支払後に稲城市立図書館の都合により広告掲載ができなくなったときは、広告掲載料を月割りで払い戻します。なお、掲載できなくなった期間が1箇月未満の場合は、払い戻しません。

広告掲載料の払い戻しが決定したときは、稲城市立図書館ホームページ広告掲載料払い戻し通知書により広告主に通知します。